

大阪市都島区役所情報通信ネットワーク事務処理要領

制定 平成 26 年 5 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、大阪市都島区役所情報通信ネットワーク管理要綱（以下、「管理要綱」という。）の規定に基づき、大阪市都島区役所情報通信ネットワーク（以下、「本ネットワーク」という。）の運用管理に関する実務的な取り扱いを定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領における用語の定義は、管理要綱に定めるところによる。

(新規利用時の申請)

第 3 条 管理要綱第 6 条第 1 項に規定する様式は、様式 1 に定めるとおりとする。

(利用変更時の申請)

第 4 条 管理要綱第 6 条第 2 項に規定する様式は、様式 2 に定めるとおりとする。

(利用廃止時の申請)

第 5 条 管理要綱第 6 条第 3 項に規定する様式は、様式 3 に定めるとおりとする。

(既利用時の申請)

第 6 条 管理要綱第 6 条第 4 項に規定する所管課長が定める日は、平成 26 年 7 月 31 日とする。

(雑則等)

第 7 条 この要領の施行に際し、その他必要な事項については、所管課長が別に定める。